

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 伊藤 雅 幸

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越越生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
坂戸市大字森戸字二階一番一地先 から同市大字森戸字二階六番二地 先まで		区 間
七・六八〇 一三・九七	七・六八〇 一三・八七	敷地の幅員 (メートル)
三八・八二		延長 (メートル)
交差点整備工事		備 考